

○犬山市水道事業経営戦略検討委員会設置規程

令和7年2月20日水道事業管理訓令第1号

(設置)

第1条 水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、犬山市水道事業に犬山市水道事業経営戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務内容)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 犬山市水道事業経営戦略の改定に関する事。
- (2) 犬山市水道事業の水道料金に関する事。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、水道事業管理者の職務を行う市長（以下「市長」という。）に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の構成員
- (3) 犬山市水道事業の水道の利用者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が

その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部水道課において行う。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。